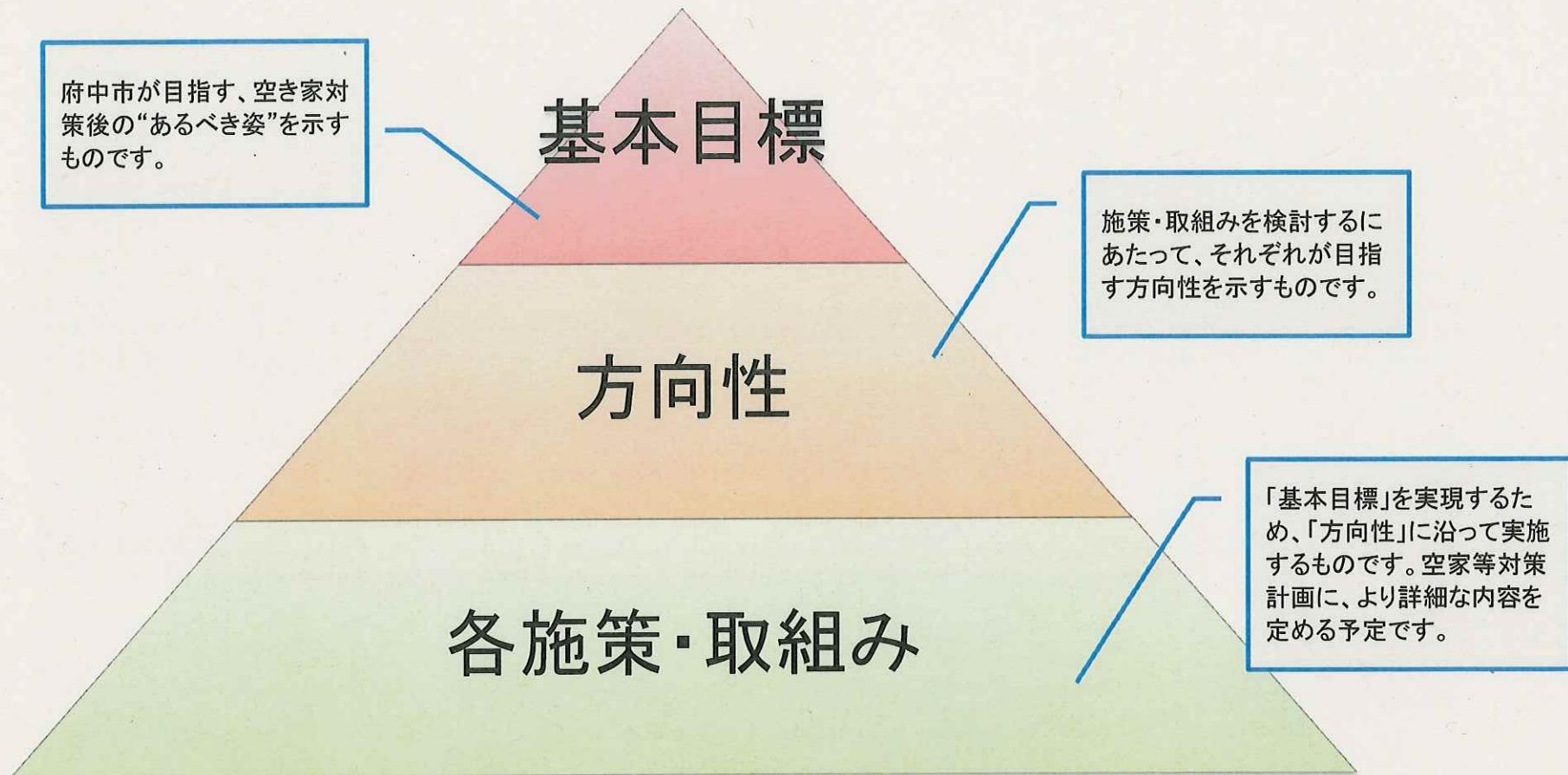


1 基本方針の構成



安心・安全な住環境

→【荒廃した空き家】を減らす。(「特定空家等」を発生させない)

所有者や管理者による適正管理

→「適正管理は所有者・管理者の責務」との前提に立ち、行政は公益上必要な取組みを適切に実施する。
→「助言・指導」及び「社会的な問題意識の高まり」により、所有者・管理者が責任をもって管理を行う機運を醸成する。

行政・地域・関係団体の連携(協働による問題解決)

→ 空き家の把握や適正管理指導等において、行政が地域や関係団体と連携し、協働で問題解決に取り組んでいく。
→ “市場流通”を空き家問題の有効な解決策と捉え、関係団体との連携を進める。(「その他の住宅」の割合を減らす)

3 方向性①(住居の状態に応じた対策)

住居の状態	市の取組み(案)	
居住中	1 空き家化予防 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相続に係る相談体制
空き家化	2 空き家の流通 (中古住宅としての市場流通)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ 相談があった場合の利活用検討
	3 長期間の放置、荒廃化のおそれ (特措法に基づく措置の検討)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 関係機関と連携した防火、防犯対策 ・ 庁内で連携した所有者、管理者の把握 ・ 特措法の運用(空家等対策協議会の運営)
空荒解き廃消家しのた	4 空き家荒廃化の再発防止 (所有者・管理者への啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ等を活用した啓発 ・ 「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」に基づく相談体制の整備 ・ 協議会委員への相談・連携 ・ リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導

4 方向性②(用途に応じた対策)

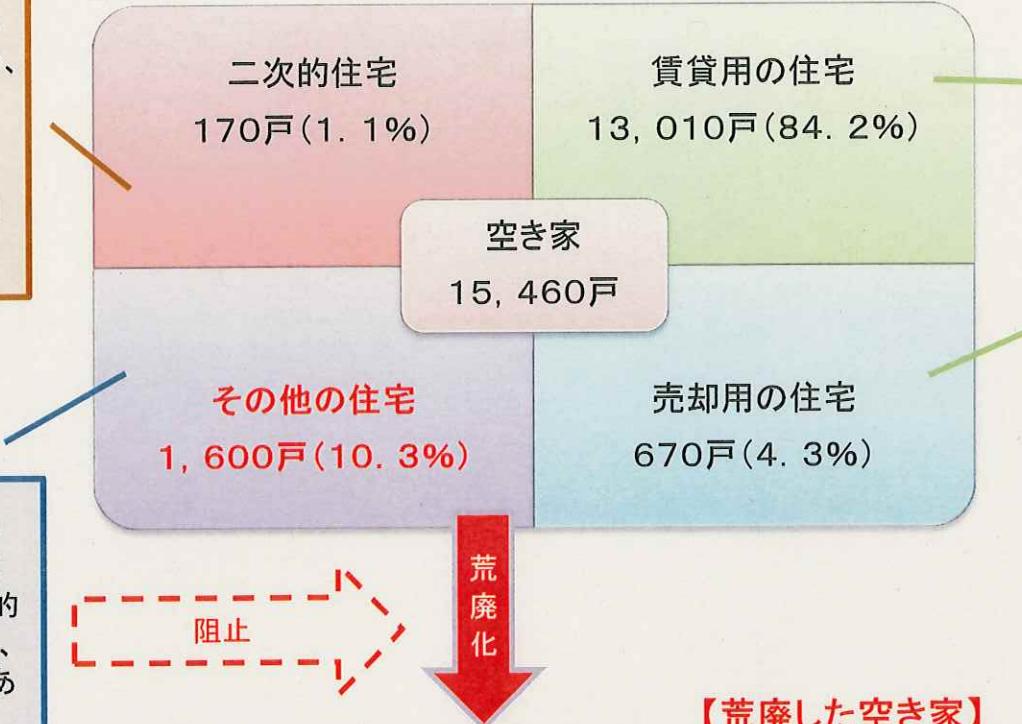
※ 空き家数の内訳は「H25住宅・土地統計調査」より府中市分抜粋

「別荘やたまに寝泊りしている人がいる住宅」であるため、所有者・管理者による適正管理を促す。

- ・市ホームページ等を活用した啓発など

「居住世帯が長期にわたって不在、取り壊し予定の住宅」であるため、市が積極的に適正管理を促すとともに、その方法等について相談がある場合は対応する。

- ・関係機関と連携した防火、防犯対策
- ・府内で連携した所有者、管理者の把握
- ・相談があった場合の利活用検討など



「新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅」であるため、市場原理に委ねた解消を促すとともに、市の定住化促進策により、入居率・売買成約数の向上を図っていく。

- ・「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
- ・協議会委員への相談、連携など

このうち、さらに「市独自調査」により把握した【荒廃した空き家】は、H28.10.14時点で120戸。現に住環境に弊害を与えていた住宅であるため、特措法に基づいた各種措置を視野に入れた適正管理指導を積極的に行っていく。